

税制上の優遇措置について

大分県社協へのご寄付は、所得税や法人税、住民税等の優遇措置の対象となります。

個人の場合

確定申告等で、所得税・住民税が減額若しくは還付される場合があります。

寄附金・社協会員会費は、確定申告時に「所得控除」が「税額控除」のどちらかを選択できます。

多くの方は「税額控除」の方が減税効果は高くなります

【税額控除】

$$(寄附金合計額 - 2,000円) \times 40\% = 減税額$$

- ※ 寄附金合計額の上限は所得額の40%です。
- ※ 税控除の対象となる寄附額は所得税額の25%が上限です。

【所得控除】

$$寄附金合計額 - 2,000円 = 所得から差引かれる金額$$

- ※ 控除の対象となる寄附金額には上限（所得の40%）があります。
- ※ 所得税率は課税所得により異なります。

※確定申告の際には、以下の書類が必要です。

- ① 本会が発行した領収書
- ② 税額控除にかかる証明書の写し(税額控除を選択される場合のみ)

②の「税額控除に係る証明書」(税額控除対象となる社会福祉法人の証明書)の写しは、本会HPよりダウンロードの上、印刷して使用できます。印刷できない場合は、FAXや郵送でもお送りしますので、ご希望の方は、大分県社協までご連絡ください。

お問合せ先：総務・企画情報部 (097-558-0300)

法人の場合

「特定公益増進法人に対する寄附金」として損金算入の対象となります。

※一般的の寄附金の損金算入限度額と別枠で、寄附金額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額を損金に算入することができます。

制度の詳細は最寄りの税務署等にお問合せください。